

大阪市こどもの貧困対策推進計画(第2期)素案に寄せられた御意見の要旨と本市の考え方

項目	御意見の要旨	御意見に対する本市の考え方
施策体系 施策4「つながり・見守りの仕組みの充実」 こどもの居場所に関すること	近年、こどもを取り巻く環境は厳しさを増しており、貧困や虐待、ヤングケアラーといった問題を抱えるこどもたちの問題解決には、食の支援だけでなく、学習支援、心のケアなど、多岐にわたる支援が求められる。そのため、「こども第三の居場所」のような、こどもたちが安心して過ごせる場所の提供が不可欠であり、現状の大阪市におけるこどもの貧困対策は、十分とは言えない状況です。 こども達のおかれる環境が深刻になっているからこそこども食堂が増えていると考えると危機的な現状と捉える必要があると思う。 根本的な解決に向けて、行政、学校、地域住民などが連携し、経済的な支援、教育の支援、相談体制の強化、そして「こども第三の居場所」の拡充など、多角的な視点から対策を進める必要がある。	本市で実施しているこどもの居場所にかかる施策としては、小学生の放課後の居場所として児童いきいき放課後事業や留守家庭児童対策事業、児童生徒の身近な相談場所としてスクールカウンセラーによる相談業務(市立小中学校に公認心理師又は臨床心理士を配置)、不登校状態にあるこどもに対し社会参加を支援する取組みとしての不登校児童通所事業、在宅での子育て家庭や地域での子育て活動を支援し、また乳幼児期の親子や子育て支援者、就学期の子どもが集い交流する機会の提供として子育て活動支援事業(子ども・子育てプラザ)などといったように、それぞれの課題やニーズに応じた様々な事業を展開しております。 これらの事業をはじめとして、地域の実情に応じた適切な居場所の確保に向けて引き続き関係部局と連携し取組を進めてまいります。 一方、こども食堂等のこどもの居場所は、地域の方々などが自主的・自発的に運営をされており、こども・若者に限らず、保護者や高齢者などの地域住民が交流する場として活用されている居場所もあるなど、趣旨や目的、利用対象者などは様々です。 また、困難を抱えるこどもや保護者が行政サービス等の支援につながるきっかけとなる場にもなっている居場所もあり、それらの活動が安心・安全に取り組まれるよう側面的支援を実施しております。 本計画の基本理念の実現に向け、「学びの支援の充実」「家庭生活の支援の充実」「生活基盤の確立支援の充実」「つながり・見守りの仕組みの充実」の4つの施策に沿って多角的な視点でこどもの貧困対策に取り組んでまいります。
施策体系 施策4「つながり・見守りの仕組みの充実」 こどもの居場所に関すること	こども達が公園に遊びに行くかのように自由に遊べる場所、大人が見守ってくれる場所、いろんな体験が出来る場所が小学校区に1つは必要である。 放課後デイサービスやいきいき、学童など分けるのも必要な人にとっては必要な場所だとおもいますが、いろんな人のいる中で育つことがこどもにとっては重要だと思う。そういった居場所を作っている団体が続けていけるような事業を「こどもの家事業」のような事業を作ってください。	国の「こどもの居場所づくりに関する指針」では、「全てのこども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する」と示されています。 本市としてもこどもの居場所づくりの取組は必要であると考えており、小学生の放課後の居場所として児童いきいき放課後事業や就学期のこどもが集い交流する機会の提供として子育て活動支援事業(子ども・子育てプラザ)などといったように、それぞれの課題やニーズに応じた様々な事業を展開しております。 なお、「こどもの家事業」は、社会福祉法人等が実施する事業に対して補助金の交付を行う補助事業でありましたが、補助金制度のあり方を見直す観点から、平成26年度より「留守家庭児童対策事業」へ移行し、補助制度を一本化したうえで補助を継続しております。 今後も、こども・若者、子育て当事者を取りまく様々な課題に対して、関係部署と連携し取組を進めてまいります。

項目	御意見の要旨	御意見に対する本市の考え方
施策体系 施策4「つながり・見守りの仕組みの充実」 こどもの居場所に関すること	「こども食堂などへの参加を希望しているこどもが、参加できている状態」と記載しているが、どこにあるのか知らないこどもが多数の状態であり、こども食堂まかせにせず、行政としてももっと支援すべきである。	すべてのこども・若者や子育て当事者が、身近に安全に安心して過ごせる居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要であるため、本市では、こども食堂など地域の居場所の自主的・自発的な活動が安心・安全に取り組まれるよう側面的支援を実施しております。 具体的には、地域でこどもを育む機運の醸成を図ることを目的として、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもを取り巻く環境の変化により多様化している課題に対応すべく、活動する多くの団体や企業、社会福祉施設等が参加する地域こども支援ネットワーク事業(大阪市社会福祉協議会が実施)と連携し、取組を進めてまいりました。 本事業では、これまでも活動団体や支援企業の情報発信など広報・周知活動に努めてまいりましたが、さらなる広報・周知活動の充実に向け、関係機関と連携し、取組を進めてまいります。
重視する視点 (4)アクセシビリティの充実 制度周知に関すること	日々の生活に精一杯な親(大人)は、支援につながる道すらみつけないと思う。HPへ自らアクセスして調べるには時間と気力に余力が必要である。支援があることを町内掲示板などを活用することで、親やこどもの目にとまればと思う。	本市としてもアクセシビリティの充実は大変重要なことと認識しており、次期計画においては重視する視点にアクセシビリティの観点を加えております。 こども・若者や子育て当事者に支援を届けるにあたっては、そもそも支援が必要な状況であることが自覚できていない、相談先や利用できる資源の情報を知らない、知っていたとしても手続きが複雑で難しいといった課題があるほか、SOSを発しても周囲が受け取れていない場合があることにも留意する必要があると考えております。 こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、情報が分かりやすくまとまって確認できるような一貫性が確保された情報発信、若い世代にとって馴染みやすいSNS等を活用したプッシュ型広報、制度や支援の利用について気軽に問い合わせができるオンラインでの支援など、情報発信や広報を改善・強化するとともに、手続き等の簡素化を通じた利便性の向上に取り組んでまいります。
計画の目標と指標 目標の設定に関すること	こども食堂は、地域で自主的・自発的に運営されているので、自分たちのペースで、自分たちで受け入れられる規模や、やりたい支援のスタイルが異なり、できる範囲で続ける活動と考えられている。そのような任意のこども食堂に対して、現状把握の記載がないままに目標設定されていることを懸念する。 目標設定するには、行政側の具体的な量の見込みと、運営側への支援策への提供等、中長期的な算定が必要である。任意の食堂運営者との連携を深め、パートナーシップの中から、市がめざすこども食堂等支援の目指す姿を示し、具体的な計画として盛り込んでほしい。	次期計画では、令和5年度に実施しました「子どもの生活に関する実態調査」の結果を踏まえ、支援を必要としている人に必要な支援が届いているかという観点から、目標を設定しております。 実態調査の結果から、こども食堂の利用が、全国と比べると本市の利用率は高くなっているものの、「利用したことがない(あれば利用したい)」と回答した割合も一定数見られました。そのため、「こども食堂などへの参加を希望しているこどもが、参加できている状態」を目指して目標数値を設定しております。 本市においては、毎年度、こども食堂等のこどもの居場所について活動状況などの現状把握を行っており、令和6年11月時点で568箇所(休止中含む)のこども食堂等のこどもの居場所を確認しております。 こども食堂等のこどもの居場所に参加を希望しているこどもが参加できるよう、受け入れ状況など、さらなる現状把握に努めてまいります。また、適切な支援につなぐ仕組みであるこどもサポートネットやこどもの居場所の開設にかかる経費を補助するこどもの居場所開設支援事業等を実施するとともに、さらなる広報・周知活動の充実に向け、関係機関と連携し、「こども食堂などへの参加を希望しているこどもが、参加できている状態」を目指し、取り組んでまいります。